

4月から

新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

～区独自の基準で介護予防サービスを提供します～

【担当課】 高齢者支援課 ☎5654 - 8620

ここが
変わります

現在、要支援1または要支援2の方が利用している介護予防訪問介護(ヘルパーによる家事援助と身体介護)、介護予防通所介護(デイサービス)のサービス内容や利用料が変更となります。詳しくは、お問い合わせください。

介護予防訪問介護

介護予防通所介護

介護予防サービス

訪問型サービス

自立した生活を送れるよう、掃除や洗濯など日常生活における援助を訪問して行います。
 提供時間は1回当たり45分です。

変更点

- サービス内容を2つに区分します。
- ①家事援助と身体介護のサービス
- ②家事援助のみのサービス
- 利用料は月額から、1回当たりとなります。

通所型サービス

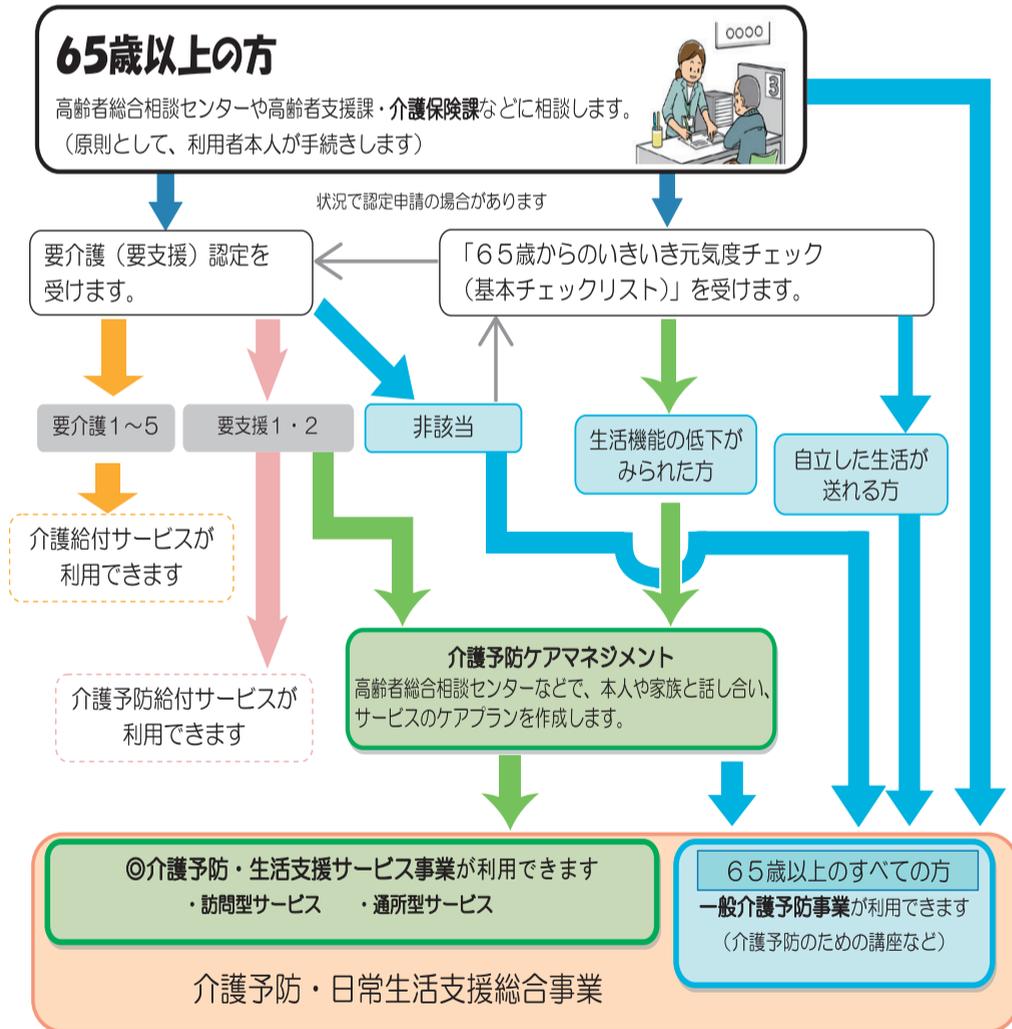
通所介護施設(デイサービスセンター)などで、機能回復訓練や生活機能向上訓練など、日常生活における支援を行います。

変更点

- サービス利用時間を3つに区分します。
- ①2時間以上3時間未満
- ②3時間以上5時間未満
- ③5時間以上7時間未満
- 利用料は1回当たりとなります。

介護予防・生活支援サービス事業

利用までの流れ



対象となる方

- ▶要支援1・2の新規認定を受けた方
- ▶要支援1・2の更新認定を受けた方(認定の有効期間が平成28年4月1日以降)
- ▶「65歳からのいきいき元気度チェック(基本チェックリスト)」によって要支援相当と判定された方

利用回数

- ▶要支援1の方 週1～2回
- ▶要支援2の方 週1～3回
- ▶要支援相当の方 週1回

サービスの種類や回数は、介護予防ケアマネジメントによるケアプラン(介護予防サービス計画書)で個別に決めていきます。

介護予防ケアマネジメントとは

要介護状態になることをできる限り防ぎ、また、状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的に、高齢者総合相談センターなどがケアプランを作成し、介護予防に効果的なサービス利用につなげていくことです。

サービスの変更となる時期

◎要支援1または要支援2の認定を受けている方

介護予防訪問介護や介護予防通所介護をご利用の方は、要支援認定期間の更新手続きに合わせて、順次サービス事業に移行します。
 現在利用している介護サービス事業者を、引き続き利用できます。

◎平成28年4月1日以降、新たに要支援1または要支援2の認定を受けた方

認定日から訪問型サービスや通所型サービスをご利用いただけます(介護予防訪問介護と介護予防通所介護をご利用いただくことはできません)。

認定更新手続きの際、要介護となった方は、訪問介護または通所介護をご利用いただくこととなります。

下記に該当する方は、お住まいの地域にある高齢者総合相談センターへご相談ください

- ▷要支援の認定を受けていない方で、訪問型サービスや通所型サービスの利用をご希望の方
- ▷要支援認定の更新が承認されなかった方

高齢者総合相談センター

【利用時間】▷月～金曜日/午前9時～午後7時
 ▷土曜日/午前9時～午後5時30分

センター名	所在地	電話番号
水元	水元1-26-20 水元ふれあいの家内	3826-2419
新宿	新宿2-16-4 花の木内	3826-8726
金町	東金町1-36-1-108	3826-5031
高砂	高砂3-27-12	5889-8600
柴又	柴又1-47-7-102	5876-9531
青戸	青戸3-13-19	5629-5719
亀有	亀有4-31-18 ケイハイツ I 105	6240-7630
堀切	堀切2-66-17 葛飾ロイヤルケアセンター内	3697-7815
お花茶屋	白鳥1-12-20 石倉ビル1階	5671-2471
東四つ木	東四つ木2-27-1 東四つ木ほほえみの里内	5698-2204
立石	立石6-19-10 S・Kビル1階	6657-6140
奥戸	奥戸3-25-1 奥戸くつろぎの郷内	5670-5212
新小岩	新小岩2-10-15-104	5879-9328

次のサービスを利用している方へ

◎高齢者生活支援サービスを利用している方
 9月末までに介護予防ケアマネジメントを受けていただき、10月1日から訪問型サービスに移行します。9月末までは、今までと同じ料金・回数でサービスをご利用いただけます。

◎はつらつ事業を利用している方
 3月末までに介護予防ケアマネジメントを受けていただき、4月から通所型サービスに移行します。

所得税の確定申告および特別区民税・都民税(住民税)の申告受け付けは3月15日(火)までです。

【問い合わせ】 所得税に関すること/葛飾税務署 ☎3691 - 0941 住民税に関すること/税務課 ☎5654 - 8550